

06 外務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0620010	数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業	外務省設置法第4条第13項	アジア・大洋州地域諸国の国籍者で、一定の条件に該当する場合は、数次査証を発給している。	D	アジア・大洋州地域諸国の文化人・知識人等については、国際的な著名性、研究機関等における役割等により相当程度の業績が認められる者に対し、本省経向を要せずに数次査証の発給が可能なよう検討されたい。	・文化人・知識人等の査証申請については、FAXで送付された必要書類をもって行えると解してよい。 ・また、アジア・太平洋各国の教育機関・研究機関の研究者について、国際的な著名性、研究機関等における役割等により相当程度の業績が認められる者に対し、本省経向を要せずに数次査証の発給が可能なよう検討されたい。 ・加えて、右記提案主体の意見につき回答されたい。	当方提案の趣旨は、アジア・太平洋各国の教育機関・研究機関等の研究者を、国際的な著名性、教育機関・研究機関等における役割、業績に対する受賞の有無等を問わず幅広く招聘し、自由な討議を通じて知的創造を可能にすることである。貴省ご回答中、「国際的な著名性、研究機関等における役割等」に関する要件を満たす場合には、国際的な著名性、研究機関等における役割や、論文、講演等の業績を要せずに、本省経向を要せずに数次査証の発給が可能なよう検討されたい。	当方提案の趣旨は、アジア・太平洋各国の教育機関・研究機関等の研究者を、国際的な著名性、教育機関・研究機関等における役割、業績に対する受賞の有無等を問わず幅広く招聘し、自由な討議を通じて知的創造を可能にすることである。貴省ご回答中、「国際的な著名性、研究機関等における役割等」に関する要件を満たす場合には、国際的な著名性、研究機関等における役割や、論文、講演等の業績を要せずに、本省経向を要せずに数次査証の発給が可能なよう検討されたい。	C	IV	・文化人・知識人等に対する短期滞在数次査証については、国際的な著名性、教育機関・研究機関等における役割がない場合、一般的に論文、講演等の実績をもって当該申請者が研究者等としての活動が確認できることを要件の一つとしている。これは、実態として当該申請者が「研究者」であることを確認するに、当該申請者が「研究者」であることを確認するのみに、同人の申告だけでは不十分であり、客観的に確認できる資料として、当該申請者が著名機関の役員等がない場合に、論文・講演等の実績をもって確認材料とすることによる。 ・再検討要請に関しては、当該地域諸国での査証申請においては、偽造書類が後絶たず、有名企業の招聘書等を偽造する例も少なくないことから、特段の注意を払う必要があり、偽造の非常に容易なFAXによる申請は認められない。なお、査証は基本的に、申請者本人の審査を行うものであり、招聘先の機関が一定の基準を満たすのみでは査証の発給要件としては不十分である。 ・提案主体からの意見に関しては、「相当程度の業績」とは、個別の事業毎に提出される資料に基づいて判断されることになるところ、社会通念に照らして「研究者」と称するにふさわしい研究活動実績が確認される程度のことを言う。 ・短期滞在数次査証の申請手続きや審査基準については、外務省HPに掲載し公表している。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	IV	・「相当程度の実績」について、論文、講演等の実績により、社会通念に照らして「研究者」と称するにふさわしい研究活動実績が確認できるとの説明は十分明確であると考えられる。 ・FAXの場合には偽造の問題がある点は指摘したとおり、特例措置602については、正式書類の郵送に先立ってFAXによる申請受付を行うことを雅内市長が要望したことを反映したものであり、同様の手続は、緊急・人道案件であれば、現在でも在外公館で行われている。ただし、そのような場合でも、審査にあたっては原本確認を行う必要があるため、FAX送付した書類により申請し、後日正式書類を提出する必要がある。申請側、審査側双方にとって二度手間となって、手続をむしろ煩雑化させる面がある。実際特例措置602においても、これまでの査証申請はFAXによるのではなく、全て正式書類によって行われている。 ・当方としては、アジア・大洋州諸国人の研究者に対する数次査証の発給については、貴方提案のように新たに当省と事前協議を行う必要はなく、現行の基準及び手続で対応可能であると考えている。	1 0 4 0 3 0	大阪駅北ヤード地域において、設立が進められている「アジア・太平洋研究所(仮称)」が行う事業に関連して招聘されるアジア・太平洋各国の研究者について、国際的な著名性、研究機関等における役割等により相当程度の業績が認められる者に対し、本省経向を要せずに数次査証の発給が可能なよう検討されたい。	同研究所ではアジア・太平洋各国の教育機関・研究機関等の研究者を、国際的な著名性、教育機関・研究機関等における役割、業績に対する受賞の有無等を問わず幅広く招聘し、アジア・太平洋の産業政策・技術に関する研究活動、国際会議・国際フォーラムの開催等の事業が行われるが、これらの事業を円滑に推進するためには、招聘する研究者に係る出入国、在留許可等について所要の措置を講じる必要がある。そこで、本特例措置を適用することにより、自由な討議を通じて知的創造を可能にし、関西地域を中心に様々な情報発信を行う当該地域を国際的な知的集積地域とし、地域経済の活性化に資することを旨とする。	株式会社三井物産戦略研究所	外務省	
0620020	フィリピン看護師及び介護士受入元認定を民間人材派遣業者へ付与	外務省関係法令はなし	フィリピンとの間で交渉中	C	現在フィリピンとの間で当該協定交渉中であり、未発効の協定の内容に係る要望なので対応することは困難				C	-			C	-		1)要望事項管理番号(50900001)及びフィリピンとのEPA交渉の合意内容から、フィリピン人看護師及び介護士受入元認定を民間人材派遣業者へ付与する。2)フィリピンとのEPA交渉は大筋合意ではあるが、未締結であるため、具体的な受入プログラムは未決定であると思われる。いつまでに、具体的な内容が決定するのか、回答願いたい。	1 0 3 4 0 0 0	フィリピン看護師・介護士の日本国内における人材派遣事業	株式会社フレンドリーサービスサポート	外務省 厚生労働省	
0620030	フィリピン看護師及び介護士の日本語研修をフィリピン国内での実施することの許可	外務省関係法令はなし	フィリピンとの間で交渉中	C	現在フィリピンとの間で当該協定交渉中であり、未発効の協定の内容に係る要望なので対応することは困難				C	-			C	-		フィリピン看護師・介護士を受け入れる際の日本語研修を、フィリピン国内の認定施設(TESDA認定)において、日本側のAOTS及び国際交流基金の認定を受けた日本語教師を派遣することにより、可能にし、また海外での日本語検定試験を可能することを提案する。	1 0 3 4 0 2 0	フィリピン看護師・介護士受入時の日本語研修制度の緩和	株式会社フレンドリーサービスサポート	外務省 厚生労働省 経済産業省	
0620040	外国人技能実習生制度の対象職種の追加	外務省関係法令はなし	外国人労働者の受け入れについて、我が国は、「専門的、技術的分野の外国人労働者の受け入れを積極的に推進する。一方、「単純労働者の受け入れについては、国民のコンセンサスをふまえて十分慎重に対応することが不可欠。(第9次雇用対策基本計画、平成11年8月13日閣議決定)」との立場をとっている。	C	現在、外国人労働者の受け入れのあり方については、政府内で活発に議論がなされている最中であり、研修・技能実習制度についても、技能実習対象職種の見直し・拡大を含め検討を行っているところである。	・技能実習移行対象職種に「高齢者介護」を追加することの適否について示されたい。 ・また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	特区として国際交流を進展させる目的で可能かどうかの再検討をお願い致します。	当省は、研修技能実習制度に直接の権限を有さず、提案の適否、実施可能性につき政府内部の検討を見守る必要がある。	C	-		右記提案主体の意見につき再度検討し、回答されたい。	C	-	前回答したとおり、当省は、研修技能実習制度に直接の権限を有さないが、適正な入国管理の観点のみならず、国際交流推進の観点も踏まえ、政府内部の検討に関与しているところである。	1 0 6 2 0 1 0	外国人技能実習生の実習移行対象職種(「財」国際研修協力機構による認定職種)に「高齢者介護」を追加する。	千葉市の友好都市である中国天津市及び呉江市から千葉市内の高齢者福祉施設に外国人研修及び技能実習生を受け入れる。高齢者福祉施設では、地域との交流機会が多く、様々な活動を通じ、中国友好都市との交流が進展し、経済的な活動の活性化が見込まれると思われる。このような人と人が直接ふれあえる機会を通して、国際交流の進展を図り、社会的、経済的効果を増大していく。	千葉市の旅花の協会	外務省 厚生労働省	

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0620050	外国人労働者(介護士)の在留資格要件に関する規制緩和と外国人労働者(介護職)の雇用・受け入れに関する規制緩和、特例措置	出入国管理及び難民認定法等	フィリピンとの間で協定交渉中	C	-	介護の分野における外国人労働者の雇用・受け入れに関する規制緩和、特例措置については、現在、EPAの二国間協議の場で議論しているところであり、交渉中の協定の内容に係る要望につき対応するのは困難。			C	-				C	-		10807010	介護の分野において、外国人労働者に対しての在留資格の規制を緩和したい。現状の在留資格要件のなかでは介護分野は該当していない。また、医療の中に介護士要件もない。在留資格要件を緩和するか特例措置により、介護現場にて介護福祉士の国家資格だけでなくホームヘルパー2級以上の取得により就労可能にする。	介護の現場において外国人労働者を雇用可能にする。具体的には、現状一部しか許可のされていない海外からの介護士受け入れをよりたやすくする。海外の派遣機関(公的なもの)が望ましいから日本の介護現場で働きたいという外国人に対して、最低限の日本語の勉強とホームヘルパー2級以上の講座を受講させ資格を取得することによって日本国内の在留資格・就労資格を得ることが出来るようにする。国際交流・貢献、少子高齢化における労働者の確保、今後の介護産業の輸出にも対応できる。	社会福祉法人元氣村	法務省 外務省 厚生労働省
0620060	「短期滞在」における身元保証制度の緩和について	外務省設置法第4条第13項	中国人のうち外交・公用・因公旅券所持者が公務で日本に出張する場合には、身元保証書は免除されており、提案にあるような研究者にはその対象となっている者が多い。	F		右以外の中国人研究者(一般旅券所持者)の査証申請に係る身元保証の緩和については、検討を行う。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。		B-2		提案主体からの意見を再検討したところ、国の独立行政法人が招聘する中国人研究者(一般旅券所持者)については、当該法人からの身元保証書の緩和を実施しようとする。なお、その検討にあたっては、特区のみならず全国の独立行政法人及びその研究機関のニーズ、活動内容、外国人研究者招聘実績等を調査する必要がある。また、ロシア・NIS諸国についても併せて検討し、平成19年度中に対応したい。			B-2	IV		10808020	中国国籍者等が「短期滞在」で入国する場合、原則身元保証が必要とされているが、学会参加等の学術交流目的で国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者が招聘する場合に限り、身元保証制度を免除する。	特区内での再生医療等ライフサイエンス分野の先端的研究は、特に国際的な研究交流は日常的に実施されている。本市でも国際学会等におけるアジア地域の研究者との交流は増大しつつあるが、この場合、中国人等の研究者が日本に入国する場合は、身元保証制度が適用される。今後、特区内におけるライフサイエンス分野の研究を促進し、本市が目指すスーパークラスターの形成の一層加速を図るため、特区で指定する国の独立行政法人の研究機関で、一定の地位にある者(大学教授クラス)が研究交流目的で中国人等の研究者(大学、公的研究機関に在籍する研究者)を招聘する場合に限り、身元保証制度の免除を求める。	神戸市	警察庁 外務省
0620070	日本の看護士資格を取得している外国人看護士の在留資格の規制緩和	出入国管理及び難民認定法等	日本の看護士資格を取得している外国人看護士については、平成18年3月30日以降、医療の在留資格で看護士資格の取得後7年以内と改正された。	D		今後、この改正の見直しを行っていく考えである。	D回答(現行の規定により対応可能)であることが明確にわかるよう回答されたい。		D		本件制度を主管する官庁より、以下のとおり回答している。参考願いたい。 ・「出入国管理法及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」は、上陸の際に適用される上陸条件のひとつであり、改正前に看護士の免許を取得した者であっても、免許を受けた後7年以内の期間中に研修として看護業務を行うことを目的として上陸申請する場合には、改正後の基準が適用される。 ・本年3月30日より前に本邦に上陸し、研修として看護業務を行っている者については、改正前の上陸基準により、一定の学校等を卒業後4年以内の期間中に研修として看護業務を行うことを目的として上陸を許可されたものであるが、省令改正の趣旨を踏まえ、同人が免許取得後7年以内の期間まで引き続き当該業務に従事したいということであれば、在留期間の更新等を行うことは可能である。			D	-		1098010	外国人看護士が医療の在留資格で看護士としての業務に従事しようとする場合、学校卒業後4年とされている研修期間を、平成18年3月30日公布の一部を改正する省令により、看護士資格の取得後7年以内と改正された。これに伴い、改正前に日本の看護士免許を取得した者に対しては側面支援を行う。モデル事業として、受け入れを通じた地域活性化を当該地区の医療福祉人材の育成及び雇用の創出につなげる。これを以って広島地域における人的国際交流の契機とする。	日本とフィリピン政府間のFTA交渉において調整中である「フィリピン看護士・介護士の受け入れ」構想を視野に入れ、看護士の資格取得者1名の受け入れを行う。受け入れを通じ、FTAモデルとして就労から日常生活上の諸問題を事前に評価し、これを公表し一つの指標とする。既にフィリピン人雇用の実績のある社会福祉法人可部大文字会、NPO法人高齢者医療福祉協会	社会福祉法人可部大文字会、NPO法人高齢者医療福祉協会	法務省 外務省 厚生労働省
0620080	中国国民訪日団体観光における部分的個人旅行の緩和	外務省設置法第4条第13項	中国国民訪日団体観光旅行の1旅行団体の人数は5名以上40名以下である。	C		中国国民訪日団体観光については、本年7月1日以降、それぞれのツアーに2名以上の日本側取扱旅行会社の添乗員が同行することを条件に、日本側旅行会社主催のオプションツアーを解禁したところであり、今後ともその推移を見つつ、随時制度の見直しを行っていく考えである。本件提案については、当該旅行を一定地域内に限定するための措置がとられておらず、困難である。	右記提案主体の意見を踏まえ、個人旅行が認められない理由につき、具体的に示されたい。 また、提案主体の考える五つの代替措置を講じてもなお、どのような弊害が防止できないか、具体的な示されたい。		C		1)本提案は、山梨県の特定の地域内(最終的に特区を申請する地域内)での限定されたオプションツアーを想定している。したがって貴省の「当該旅行を一定地域内に限定するための措置が取られておらず…」との回答は事実誤認である。 2)現在中国国民訪日団体観光は、5名~40名の範囲で許可されている。国土交通省でのヒヤリングによれば、下限の5名は経済採算性を考慮し決定されたことであるが、もしそれが事実であれば、中国側に需要があり日本側でも実施可能な場合、個人を排除する判断基準とはならない。もし措置分類をCとするのであれば、5名は許可、しかし1名は不許可とする政策的根拠とデータが明示されたい。			C	-		114010	現在、中国国民訪日団体観光は、5名から40名の範囲で認められているが、別記の代替措置を講じている地域に限定して、試験的かつ部分的に個人旅行を緩和する。	現在日本政府は、中国人観光客の誘致のため、数多くの施策を展開しているが、団体旅行しか認められていないため、低価格帯かつ短期間のツアーに集中している。特に山梨県には、年3万人以上の中国人観光客が訪れるが、その8割以上が富士周辺で1泊し移動してしまう。この状況を改善するため、中国で急増している富裕層を対象とした個人旅行を、特定の逃亡防止のための代替措置を取る地域に限定して、試験的に認め、国内での延泊や高付加価値オプションツアー商品の開発を行う。特に県内での新たな高付加価値商品としては、中国人に人気の高い温泉療養施設での人間ドックや短期間の療養、ゴルフツアー、日帰りタクシーツアーなどが想定できる。	個人	警察庁 外務省

06 外務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0620090	中国国民訪日団体観光における部分的少人数旅行の緩和	外務省設置法第4条第13項	中国国民訪日団体観光旅行の1旅行団体の人数は5名以上40名以下である。	C		中国国民訪日団体観光については、本年7月1日以降、それぞれ2名以上の日本側取扱旅行会社の添乗員が同行することを条件に、日本側旅行会社主催のオプションツアーを解禁したところであり、今後ともその推移を見つつ、随時制度の見直しを行っていく考えである。本件提案については、当該旅行を一定地域内に限定するための措置がとられておらず、困難である。	右記提案主体の意見を踏まえ、少人数旅行が認められない理由につき、具体的に示されたい。 また、提案主体の考える五つの代替措置を講じてもおお考えか、具体的に示されたい。		C	-	・前回、「当該旅行を一定地域に限定するための措置がとられてない」と回答を行った。これは、中国団体観光旅行制度の下で、中国人が団体観光旅行で、わが国を訪問する際に訪問地域の制限を設けていないことを説明したものであり、訪日後のオプションツアーとは関係がない。 ・提案主体の述べるようなある地域が一定の措置をとることを条件として団体観光旅行の人数枠を緩和(個人乃至5名未満)することは、本制度の大きな変更にあたるため、そのようなことを実現するためには、まずわが国政府内部でそのような制度変更の方針を決定し、当事者である中国政府との協議・調整を行う必要がある。 ・なお、既存の中国団体観光旅行の枠組みの下でも、当該団体観光旅行団が本邦入国後、その一部メンバーが、旅行会社が企画するオプションツアーに参加し、特定の地域を訪問することは可能であるので御確認願いたい(平成18年6月30日付国土交通省プレスリリース「中国からの訪日団体観光旅行制度の改善について」参照)。	右記提案主体の意見につき回答されたい。	貴庁からの誠意ある回答と、貴重な情報に心より感謝申し上げます。早速ご指摘いただいた本解禁に関するH18年6月30日付国交省新聞発表内容を担当官に確認した。そこで、以下のご質問についてご回答いただきたい。 改善後のオプションツアーの実施条件は、1)2名以上の日本側添乗員、2)日帰りによる同一ホテル帰着の2点のみであり、旅客人数には制限がないのことも確認できた。そこで、この2条件の付与による緩和は、日中の何れの国が提案した条件であるかをお教えいただきたい。もし中国側が更なる規制緩和を望んでいるのであれば、日本国内の府省庁での検討により改善の余地があると考えられるためである。 改善後のオプションツアーの実施条件を前提に、再度治安関係について次のとおりご質問申し上げます。当初の提案のような追加的な逃亡防止措置をとる地域のみを特区として認定し、その地域内に限定したオプションツアーを条件に、「日本側添乗員の1名への減員」が可能であるか否か。 「1泊のオプションツアー」が可能であるか否か、それぞれについて、御回答いただきたい。本提案は、少人数による温泉病院などでの人間ドックなどを想定しており、病院には厳重な施設管理があるため、既に解禁されている一般のオプションツアーより逃亡リスクが高くなるとは考えられないためである。	C	-	・オプションツアーについては、国土交通省が中心となって関係各省と協議を行い、実施することになったと承知している。なお、外務省としては、中国政府よりオプションツアーについて特段の提案を受けたことはない。 ・オプションツアーは、本年7月1日より開始したばかりであり、貴方提案の、も含めた本制度の見直しについては、まず運用状況の推移を確認した上で、関係省庁と協議し、検討していくこととしたい。	1 1 4 1 0 2 0	現在、中国国民訪日団体観光は、5名から40名の範囲で認められているが、別記の代替措置を取る地域に限定して、試験的かつ部分的に2名から3名の家族単位の少人数旅行を緩和する。	現在日本政府は、中国人観光客の誘致のため、数多くの施策を展開しているが、団体旅行しか認めないため、低価格帯かつ短期間のツアーに集中している。特に山梨県には、年3万人以上の中国人観光客が訪れるが、その8割以上が富士周りで1泊し移動してしまう。この状況を改善するため、中国で急増している富裕層を対象とした2-3名の少人数家族旅行を、特定の逃亡防止代替措置を取る地域に限定して試験的に認め、国内での延泊や高付加価値オプションツアー商品の開発を行う。特に県内での新たな高付加価値商品としては、中国人に人気の高い温泉療養施設での人間ドックや短期間の療養、ゴルフツアー、日帰りタクシーツアーなどが想定できる。	個人	警察庁 外務省